

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずるする定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- ・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

石川県金沢市社会福祉協議会退職共済制度に基づき、期末退職金要支給額を計上しています。

- ・賞与引当金…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

当法人に有価証券が有ります。

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 石川県金沢市社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 — 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りになっています。

(1) 法人全体の計算書類

(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(2) 社会福祉事業、公益事業区分における事業区分計算書

(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 本部、愛育保育園、福祉センター、さつき苑、児童クラブ、居宅介護支援拠点区分における拠点区分計算書

(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	101,994,000	0	0	101,994,000
建物	27,793,526	0	2,084,008	25,709,518
定期預金	0	0	0	0
合計	129,787,526	0	2,084,008	127,703,518

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

有価証券あり。資産状況は各拠点参照。

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（本部用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法、耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- ・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

（2）引当金の計上基準

- ・賞与引当金…該当なし。

（3）有価証券の評価基準及び評価方法

当施設に有価証券はありません。

- ・満期保有目的の債権等—償却原価法（定額法）

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 採用する退職給付制度

該当なし

5. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当拠点が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- （1）本部の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- （2）本部拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- （3）本部拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

トヨタ自動車株式会社第25回無担保社債（ワーブンブラネット債）：購入額10,000,000円 購入直後につき評価損等は未表記

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（福祉センター用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- ・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

石川県金沢市退職共済制度に基づき、期末退職金要支給額を計上しています。

- ・賞与引当金…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。

当施設に有価証券及びリース資産はありません。

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 石川県金沢市社会福祉協議会が主催する退職共済制度

5. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当法人が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 福祉センター拠点区分の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 福祉センター拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- (3) 福祉センター拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,437,648	0	0	27,437,648
建物	12,198,754	0	671,738	11,527,016
定期預金	0	0	0	0
合計	39,636,402	0	671,738	38,964,664

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（さつき苑用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- ・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

石川県金沢市退職共済制度に基づき、期末退職金要支給額を計上しています。

- ・賞与引当金…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

当施設に有価証券はありません。

- ・満期保有目的の債権等—償却原価法（定額法）

3. 重要な会計方針の変更

特になし。

4. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 石川県金沢市社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 — 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当施設が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) さつき苑拠点区分の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) さつき苑拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- (3) さつき苑拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	52,438,248	0	0	52,438,248
建物	12,928,705	0	1,032,282	11,896,423
定期預金	0	0	0	0
合計	65,366,953	0	1,032,282	64,334,671

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

大和証券G本社社債：購入額10,000,000円 時価10,031,000円 評価益31,000円

アリアンツ生命年金保険：購入額5,000,000円 積立額5,099,458円 評価益99,458円

第317回利付国債（10年）：購入額15,000,000円 時価15,084,150円 評価益84,150円

第1回トヨタ自動車AA型株式：購入額10,598,864円 約定金額10,599,000円 評価益136円

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計処理上の見積方法の変更 - 該当なし

(2) 新たに採用した会計処理に関する事項 - 該当なし

(3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 - 該当なし

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 - 該当なし

計算書類に対する注記（愛育保育園用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

・退職給与引当金

石川県金沢市退職共済制度に基づき、期末退職金要支給額を計上しています。

・賞与引当金…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。
当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 ← 石川県金沢市社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 ← 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当拠点が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 愛育保育園拠点区分の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 愛育保育園拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- (3) 愛育保育園拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,118,104	0	0	22,118,104
建物	3,117,651	0	379,988	2,737,663
定期預金	0	0	0	0
合計	25,235,755	0	379,988	24,855,767

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（児童クラブ用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。

- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産

残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。

- ・無形固定資産

当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

石川県金沢市退職共済制度に基づき、期末退職金要支給額を計上しています。

- ・賞与引当金…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 → 石川県金沢市社会福祉協議会が主催する退職共済制度

5. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当拠点が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 児童クラブ拠点区分の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 児童クラブ拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- (3) 児童クラブ拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	-451,584	0	0	-451,584
定期預金	0	0	0	0
合計	-451,584	0	0	-451,584

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債

及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし

計算書類に対する注記（居宅介護支援拠点区分用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずる定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金
石川県金沢市退職共済制度に基づき、期末退職金要支給額を計上しています。
 - ・賞与引当金…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しています。
- 当施設に有価証券及びリース資産はありません。

3. 重要な会計方針の変更

特になし

4. 採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 石川県金沢市社会福祉協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 — 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

5. 拠点が作成する計算書類等と拠点区分

当施設が作成する計算書類は以下の通りになっています。

- (1) 居宅介護支援拠点区分の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 居宅介護支援拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。
- (3) 居宅介護支援拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債
及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- (2) 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項 — 該当なし
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし